

川湯温泉オープンデザイン会議

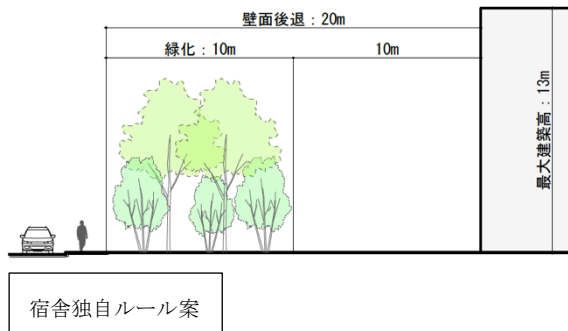
開催日時：2024 年 10 月 22 日（火）13：30～16：00

開催場所：ふるさと館

[1) 建築面積 2000 m²の園地事業のセットバックについて]

セットバックルールについて

[資料] 緑地率検証(集団施設地区 2000 m²強敷地)



- ・ 宿舎独自のルールとして、2000 m²を超える建築を建てる場合、接道面より 20m 建物セットバック、10m を緑化とする。
- ・ 緑化の密度は、非大型施設セットバックルール(敷地間口に応じ最大 6m セットバック＋緑化)に準ずる。
- ・ 2 面以上接道する場合、2 面までは宿舎独自ルールを採用し、その他は非大型施設セットバックルールを採用する。2 面は景観を守るためにも事業者任意ではなく優先する道路を決める。
- ・ 接道面の緑化部分は、緑化密度を維持する事で宿舎独自ルール、非大型施設セットバックルール(SB+緑化 6m)共に 20%までは、テラスやアプローチ等、緑化以外の用途へ利用することができる。(非大型施設セットバックルールの緩和率が 50%だと建物が大きく露出するため 20%とする。)

・ セットバック案は異論なし。

・ 1,999 m²で来た場合の手立てはあるのか。その場合のシミュレーションも必要。

→最低限守るラインとして 2000 m²の設定は行うが、仮に 2000 m²に満たない場合でも、景観にそぐわない場合はこうしてほしいなど、自然公園法の考え方にて協議を行う。

道路の優先順位について

[資料] 景観上の優先道路

- ・ 宿舎独自ルールにおいて接道 2 面がセットバック 20m 対象となる道路の優先順位を決める。
- ・ 今後のインフラ整備(照明整備、電線地中化等)についても優先順位を採用する。



- ・①の川沿いの歩行者専用のSBは、敷地境界線からに統一する。
- ・道道は、改修に向けて②で良い。
→国立公園満喫プロジェクト 2030 年に向けて道道の整備を要望済→今後、協議予定。
→町道→道道の順番での整備ではなく、事業性を理解してもらい一緒にやってもらいたい。
- ・ほこみち等の補助金を取るなら③④一体でも良いのでは。
- ・歩行者のまち歩きを目線からで言うと、性格が違うため分けていてもよいのではないか。
→日本海コンサルタントからの意見をもらう。
- ・優先道路①の川沿いは賑わい創出のため顔出しを推奨しているが、2000㎡以上になった場合には 20mセッバックとなるため、顔出しをどのように行うか検討する。
→川湯テラスの計画において検討を行う。

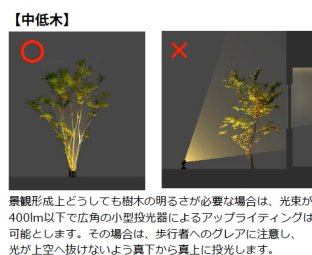
[2)照明ルールについて]

照明ルール作成に向けた具体案の確認を行う。LEM 空間工房より概要の説明。

[資料]

検討会議・調整会議での確認事項について

- ・「P5 夜間景観づくりのコンセプト」へ、夜の街歩きを誘導する「そぞろ歩き」等の文言を加える。
- ・「P6②鉛直面輝度」のイラストを森のイメージへ差し替え。
- ・「P7 基本方針の④広場等公共滞留空間」へ記載の投光器(P12 中低木への記載と同様)は、空へ光が抜けない事を前提に、現時点では入れても良いが、その場合の光束を 400 lm または 250 lmにするのかは、専門家内部で現地確認する。
- ・中低木へのライトアップ(250/400lm)が光害対策ガイドラインから逸脱していないか、改めて確認して欲しい。



- ・「P7 基本方針の各項目」は照明イメージが湧くような写真、イラストがあると良い。

(特に、③河川(温泉川)、④広場等公共滞留空間、⑦民間施設(店舗などにぎわい施設))

- ・「P10 低位置照明」は、上部へ発光するもの(イラスト左端)は NG とする。



- ・「P11 低位置照明」に使用する露地行灯照明の明るさを規定する。
- ・「P11 ベンチ・手すり照明」及び、「P13 外部照明③間接照明」について、間接照明を入れる場合は連続する事で都会的に見えないよう、器具発光面の長さや設置スパンに対してのルールが必要。

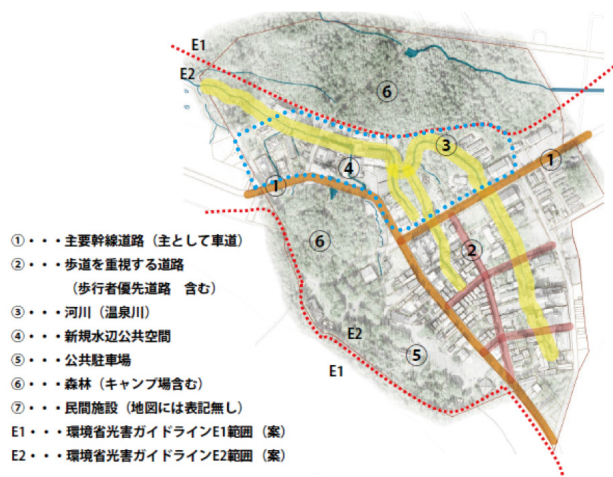


自然物への照射について

- ・樹木へのライトアップは、川湯広場や川湯テラスなど賑わい空間として演出が必要なエリアは良いが、原生林など自然樹木への照射は極力控えたい。
- ・ホテル等の事業者が、隣地の森林を借景としてライトアップするのは避けたい。
- ・あくまでも国立公園のためアトラクション的になる事は避けたい。
- ・森のアクティビティゾーンなど、歩行者の安全を担保するためのライティングは必要となるため、P7 のエリア分けや、P12 樹木への照射にてどのように規制するのか明確にする。

P2：光害ガイドラインのエリア分けについて環境省園地は E1 ではないか？また、青点線を E1 と E2 の中間の位置付けにしても良いのではないか？

光害ガイドラインにとらわれず、弟子屈町独自の基準があっても良いのではないか。



P5：コンセプトの要素は良いが端的にする。

「住民のくらし」「温泉街らしさ」を混ぜたコンセプトとする。

P7：配光 3m 以内→数字上 3m で光が消滅する=0lux となる。

P9：公共照明：道路基準を守った基準としている。

P10：前回×とした低位置照明：発光（拡散光）タイプ低ポール灯を光束を規定した上で△とした。（行灯が OK になったため。また、地元で購入する際に一般的な製品のため）

P11：ベンチ下間接照明 都会的すぎない、長尺ではやらない等の内容を追記する。

P12：高木へのライトアップは P7 の用途に応じて許可する。

→以前は光束を 400lm としていたが、製品の選択の幅が狭くなるため 600lm とした。少しでも小さい数値が望ましいため 500lm など更に検索検討する。

→光の間隔をどのように規制するかは、照明コンセプト等のコメントで規制する。また、高木が成長するまでの中低木や天然木などへのライトアップは、一部のエリアではライトアップなしとする。（意見）

P13：開口部からの漏れ光・店舗まわりのあかりについては書き方を検討する。

P14：調光制御については合意。ただし、夜間に暗がりが多くなることで、動物の出没関係で住民から要望が出る可能性はある。

[3)景観ガイドラインについて]

景観ガイドラインの修正内容の確認。

[資料] 2410222_景観ガイドライン(最新案のまとめ)

- ・ p 4 の建築面積に、2000 m²超の緩和規定の現時点の案を追記
- ・ p 7、9 の付帯施設の括りをなくし、車庫及び倉庫等の付帯施設は p 5 に移動
- ・ p 9 の照明に、夜間景観ガイドライン案を踏まえて共通項目を記載
- ・ p 12 の誘導看板に地上 5 m 以下を追記、p 13 の誘導看板の図を修正

P4：建築面積： 2000 m²以上の公園許可は認めない。また 1 棟ずつの規制とする。

P9：川湯ならでの「金属疲労に備えた耐久性の高い器具を採用する」とする。（ ）については将来、より良い素材が出る可能性があるため削除する。